

告 示

埼玉県告示第千二百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
殿山薬局	東松山市殿山町三四一八	平成二十八年七月三十一日
医療法人社団 堀ノ内クリニック	新座市堀ノ内三一一一三	平成二十八年七月三十一日
クローバー公園薬局	草加市花栗一〇一九	平成二十八年八月一日
マツモト歯科クリニック	川口市栄町三一一〇一八青木ビル二F	平成二十八年七月三十一日
あけぼの薬局 西川口店	川口市並木三一五一二〇	平成二十八年八月三十一日
医療法人 美林会 戸田小林歯科	戸田市新曾南一〇一一一九	平成二十八年七月三十一日
チューリップ薬局 羽生店	羽生市南四一八一四一	平成二十八年八月三十一日
北本矢澤クリニック	北本市北本四二〇〇一〇三	平成二十八年七月三十一日
プラチナ薬局 北上尾店	上尾市上一四四一一	平成二十八年七月三十一日
木の実薬局	新座市堀ノ内二一九一三三	平成二十八年七月三十一日
小谷場クリニック	川口市小谷場四一〇一一	平成二十八年七月三十一日

うえだ歯科医院	春日部市中央七一ー一	平成二十八年七月三十一日
上福岡ロイヤル薬局	ふじみ野市上福岡一ー一四ー五 鈴木ビルーF	平成二十八年八月三十一日

二 指定施術機関

氏名	長尾 昭彦	住所	
施 術 所	名称	株式会社てあ て 中央在宅 マッサージ	院 九十長尾接骨東京都文京区向丘二 ー二九ー五ー一〇一
	所在地	飯能市東町六一ー一六 菊屋ビル三〇三	ー二九ー五ー一〇一
廃止年月日	平成二十八年八月一日	平成二十八年七月三十一日	